

入札説明書

「令和8年 佐賀県立学校電力供給」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は下記事項を熟読のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記11によることとします。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 公告日

令和8年2月10日

2 競争入札に付する事項

(1) 調達名称及び数量

令和8年佐賀県立学校電力供給 1式

(2) 供給期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

(3) 供給場所

仕様書のとおり

3 仕様書等

別紙のとおり

4 入札参加資格

物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を有する者であること。

5 入札参加資格を得るための申請の方法

4に掲げる入札参加資格のない者で入札への参加を希望するものは、佐賀県の所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、令和8年2月20日（金）までに提出すること。

(1) 申請書の入手先

(2)の部局又は佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできます。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

6 入札参加条件

令和8年3月24日（火）の時点で、次の条件を満たすこと。

- (1) 4の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

佐賀県教育委員会事務局教育総務課 学校財務担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7223

電子メールアドレス kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

8 契約条項を示す場所

7の部局

9 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

契約は、佐賀県教育委員会事務局教育総務課で行い、請求書送付先については仕様書別紙1のとおりとする。

- 10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 11 仕様等に対する質疑応答
- (1) 仕様等に対し質問がある場合は、令和8年3月2日（月）から同月5日（木）までに7の電子メールアドレスに送付すること。
 - (2) 質問に対する回答は、令和8年3月13日（金）までに佐賀県ホームページに掲載する。
 - (3) 電話、ファクシミリ等による質問は受け付けない。
- 12 入札参加届の提出場所、提出期限及び注意事項
- (1) 提出場所
7の部局
 - (2) 提出期限
令和8年3月23日（月）午後3時
 - (3) 注意事項
 - ア 入札に参加する者は、別に定める入札参加届を直接持参し、又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着）すること。電話、電子メール、ファクシミリ等による参加届提出は認めない。
 - イ 入札参加届は、封筒に入れ、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「《佐賀県立学校電力供給》の入札参加届在中」と朱書きすること。
 - ウ 入札参加届は、入札書と同時に提出しても問題ないが、入札書と別の封筒とすること。
 - エ 入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した別に定める辞退届を書面で提出すること。

13 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項

(1) 提出場所

7の部局

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）午後3時

(3) 注意事項

- ア 入札に参加する者は、入札参加届の提出がないと、入札に参加することができない。
- イ 入札に参加する者は、入札書を直接持参し、又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着）すること。電話、電子メール、ファクシミリ等による入札は認めない。
- ウ 入札金額は、契約電力に係る基本料金及び使用電力量に係る使用電力料金の総額（以下「年間総価比較額」という。）とする。併せて、様式1にその積算内訳を、明細書に契約電力に係る基本料金及び使用電力量に係る使用電力料金それぞれに対する契約希望単価（1円未満の端数を含むことができる）を記入し、入札書に積算内訳書、明細書を綴じて提出すること。ただし、入札書の記載額には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。
- エ 落札決定に当たっては、ウにより算定した年間総価比較額にて行う。
ただし、契約締結は、契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価で行う。
- オ 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の署名をしておくこと。
- カ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密閉し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月24日開封《佐賀県立学校電力供給》の入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「3月24日開封《佐賀県立学校電力供給》の入札書在中」と朱書きすること。
- キ 入札書の記載事項の訂正は認めない。修正を行う場合は新たな用紙に記載すること。
- ク 入札者は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。
- ケ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

14 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月24日（火）午後2時

(2) 場所

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁旧館2階 教育委員会室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係る職員を立ち会わせてこれを行う。

15 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がないときは、1回に限り、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の規定により納付すること。ただし、同規則第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除し、又は一部を減額する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則の規定により納付すること。ただし、同規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除し、又は一部を減額する。

17 入札の無効

次に掲げる入札は、無効入札とする。

なお、15により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 参加する資格のない者

(2) 当該競争入札について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

(5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者

(6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

(7) 民法（明治29年法律第89号）第95条により取り消すことが認められるものを提出した者

(8) 1人で2以上の入札をした者

(9) 代理人でその資格のないもの

(10) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

18 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札の決定まで同様に繰り返すものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

19 支払条件

- (1) 落札者は電力供給開始後、毎月月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前回の計量から当回の計量までの使用電力量をいう。）に基づき電気料金の算定を行うものとする。
- (2) 県の確認後、落札者の様式の請求書により、電気料金の支払いについて県に請求を行うものとする。（請求書送付先については、仕様書による。）
- (3) 県は、(2)の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならぬものとする。

20 その他

この入札説明書に掲げる入札は、令和8年度当初予算が成立しない場合は中止する。
この場合は、佐賀県公報により公告する。